平成２１年（フ）第２８５号
岐阜市鹿島町４丁目７番地　モアグレース鹿島802号室
債務者　白金電装こと　西村　睦男
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小椋　　功
4　破産債権の届出期間　平成21年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３４号
石川県羽咋市粟生町ユ89番地７
債務者　川嶋　　聡
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　　覚
4　破産債権の届出期間　平成21年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月14日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第６４８号
東京都八王子市楢原町1047番地
債務者　河合　善夫
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　勝
4　破産債権の届出期間　平成21年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月19日午後２時
6　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８３号
島根県出雲市今市町北本町２丁目４番地19
債務者　フリルこと　伊藤　充典
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古津　弘也
4　破産債権の届出期間　平成21年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第４９８号
静岡市葵区追手町10番809号
債務者　大石　眞三
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　家本　　誠
4　破産債権の届出期間　平成21年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４号
宮城県気仙沼市要害35番地１
債務者　岩井　　守
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原一男
4　破産債権の届出期間　平成21年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月16日午後１時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第４１号
福井県敦賀市公文名57号32番地の14
債務者　竹仲　政幸
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高辻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
福井地方裁判所敦賀支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２３３号
函館市東山２丁目49番12号
債務者　岩間　勝征
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２７９号
函館市美原１丁目20番15号
債務者　小西　忠之
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２９１号
北海道北斗市向野２丁目２番９号
債務者　水澤健太郎
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２９４号
函館市桔梗２丁目32番９号
債務者　長川　順一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２９７号
北海道北斗市追分１丁目４番23号
債務者　川村まどか
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２９９号
函館市中島町29番26―301号
債務者　浜谷　重男
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１４号
北海道紋別市渚滑町元新４丁目40番地の18
債務者　飯坂　一憲
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２１年（フ）第１７号
北海道紋別市緑町１丁目２番３号
債務者　渋谷トモ子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２１年（フ）第１３３号
奈良県橿原市醍醐町323番地の４
債務者　寺田　之宏
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係